

岐阜大学学長 森 秀樹殿
岐阜大学総務担当理事 吉村 泰治殿

吉村総務担当理事との懇談の結果を受けての懇談内容確認の申し入れ

2012年3月16日
岐阜大学職員組合中央執行委員長 伊藤 昭

3月6日付けの賃金問題についての申し入れに対する回答として、3月14日に吉村総務担当理事と職員組合役員との間で賃金問題に関する懇談（説明会）が提案されました。3月6日付けの申し入れに対する回答を保留のまま、懇談という形でしか説明がなされないことは、我々としては不本意であります。懇談を受け入れました。その席上、理事からは次のような説明がなされました。

1. 運営費交付金にたいする政府の方針が未定な段階で、大学としては新年度の賃金についての方針を立てることは困難である。
2. 賃金改定に当たっては、事前に職員にたいする説明の場を設ける必要がある。
3. 4月1日からの賃金改定は時間的に考えて事実上不可能である。
4. 賃金の（減額）改定については、改定を遡及させることは考えていない。

運営費交付金の決定が政府の権限であるということを経験すれば、大学に可能な選択肢が多くは残されていないことは、我々も認めざるを得ないと考えます。しかしながら、経営責任者の立場にありながら、自らの方針を決定できないと公言することは、大学執行部の責任放棄であり、我々は遺憾に思います。上記の事実認識を踏まえた上で、賃金の改定に当たっては、大学の裁量で可能な範囲で、職員にたいして誠実な対応を大学当局に求めます。

今回の懇談については、状況が未確定な段階で「懇談」という形でも情報を開示して頂いたことには感謝していますが、問題の重要性を鑑み、理事が説明された以下の事項について文書で確認して下さるよう申し入れを行います。

1. 運営費交付金にたいする政府の方針について、情報が得られ次第職員説明すること。賃金改定の提案に先立って、賃金問題に関して全職員にたいする説明会を開催すること。
2. 4月1日からの賃金改定は行わないこと。また、賃金の（減額）改定の（実質的な処理を含む）改定遡及は行わないこと。

上記は、理事自身が自発的に説明された範囲内であり、即座に確認いただけるものと期待していますが、遅くとも3月21日までに書面でも確認をお願いします。もし、確認をいただけない場合は、やはり期限内にその理由を付して書面で回答願います。

なお、申し入れの宛先は、学長、総務担当理事連名とさせて頂きましたが、正式な回答が得られるのであれば、総務担当理事から回答して頂くのもかまいません。